

ユーピーエフ

Pマーク取得支援事業を全国展開

改正個人情報保護法の施行見据え

(Pマーク) 取得支援事業を行う㈱ユーレピーフは、来年1月の改正個人情報保護法の施行をきっかけにPマーク取得を目指す中小・ベンチャーエンタ・税理士などが増加することを見据えて、7月に名古屋営業所を新設し、現在の東京本社・大阪営業所に名古屋営業所を加えた3拠点体制による同事業の全国展開に乗り出す。

Pマーク取得支援事業の全国展開に当たっては、①認定審査機関

員がコンサルタントを務める②信販会社と提携し、最大60回までの分割払い取得が可能③各種助成金・補助金を活用したフルサポート④安心の金額返金制度(100%取得保証付き)――などを同業他社に対する競争優位性として掲げ、従業員100人未満の企業をメーターリングトにて、5年計画で同事業における売上を4億円とすることを目指すとしている。

日本工業規格の「JIS Q15001(個人情報保護マネジメントシステム)」に適合した個人情報を管理体制を構築・運用している事業者を、第三者機関が審査し、合格者に対してPマークと呼ばれる登録商標を付与するもの。

1998年4月から付与が開始され、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)により認定されると、同マークを自社のパンフレットやウェブサイトなど公の場で

Hマーク取得には通常40～70万円ほどの費用（この他に使用料が別途必要）が掛かるが、同社では、今後Pマーク取得を義務付けられる中小・ベンチャーや企業が増加することを見越し、取得コストの壁をより低くするために、6月6日に業界で初めてリース制度を導入した。信販会社の高千穂商事と業務提携し、Pマーク取得支援サービスを最大60回までの分割払い（月額1万円～）で利用することができる。また、万一日Pマークが取得できなかつた場合は、サポート費用を全額返金す

使用（有料）すること
ができる。

なく、自社が主体となつて重新で見るような

1月から「税と社会」

に施行される「改正個人情報保護法」によつ

卷之三

卷之三